

「令和 7 年度青森県企業立地意向・動向調査業務」 企画提案競技実施要領（案）

1. 趣旨

この要領は、「令和 7 年度青森県企業立地意向・動向調査業務」を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託先を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度青森県企業立地意向・動向調査業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで

(4) 予算

金 2, 7 5 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）以内の額

※支払時期は業務の履行確認後となる。

3. 企画提案競技の内容

(1) 選定方法等

企画提案競技に参加しようとする者は、下記(3)に掲げる書類を県に提出する。審査は、提出した書類の内容に基づいて行い、最も優れた提案を行ったと認める者を委託先候補として選定する。

(2) 公募条件（参加資格）

国内に本社事務所を有する事業者であり、かつ以下のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続を行っている者
- ・ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある者
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者

(3) 提出書類

- ① 参加表明書（別紙様式）
- ② 会社概要（関連業務実績、組織体制、経営状況等）
- ③ 企画提案書（A 4 版・片面 1 0 ページ以内（表紙は含まない））

実施方針、実施手法、実施計画、業務推進体制・スタッフ紹介、その他提案事項 等

【留意事項】

○本県における企業誘致において、戦略的かつ実効性の高い誘致活動を展開していく
本事業の目的に鑑み、以下の事項を企画提案すること。

- ・仕様書案 4 (1) リストアップ企業及び (2) 調査基礎データ作成企業の抽出・選定方法
- ・仕様書案 4 (1) リストアップ企業数、(2) 調査基礎データ作成企業数及び基礎データ項目、(3) アンケート回収企業の個票等の項目

○当調査業務における「A I 関連産業に該当する企業」とは、A I 関連事業を主とする企業及び事業内容の一部に A I 関連事業を含む企業のことを指す。

④ 経費見積書

積算根拠が明確になるよう具体的に記載することとし、予算以内の金額とする。

(4) 提出方法

上記(3)に掲げる提出書類各 5 部（参加表明書は 1 部）を郵送又は持参で提出すること。

なお、提案書類は返却しない。

(5) 提出期限

参加表明書 令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月） 1 7 : 0 0 必着

参加表明書以外の書類 令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金） 1 7 : 0 0 必着

(6) 質問の受付

- ・令和 7 年 1 1 月 7 日（金） 1 7 : 0 0 まで、企画提案募集に関する質問を受け付ける。
- ・質問は、質問書（様式 2）に記入の上、下記あてメールにより提出すること。
- ・原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けないこととする。また、受付期間以外の質問については、回答しない。
- ・回答は、令和 7 年 1 1 月 1 3 日（木）までに、参加表明書提出者に電子メールにより回答する。

(7) 提出先・問い合わせ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 - 6 - 3

青森県東京事務所 企業誘致課 主査 熊澤

※ 本事業に対する問い合わせ対応時間：土日祝日を除く下記の時間。

（ 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 4 5 ）

TEL 03-5212-9113 メール A-TOKYO@pref.aomori.lg.jp

4. 企画案の審査内容

審査では、次の観点から総合的に評価し、委託先候補 1 者を選定する。

(1) 遂行能力

- ・実績、ノウハウ、ネットワーク等の保有
- ・青森県の地域特性及び産業特性に対する理解
- ・A I 関連産業の動向等についての理解

- ・ 実施内容に応じた人員配置、体制の整備
- ・ 経営基盤、管理体制 等

(2) 実施内容

- ・ 実施方針、実施方法の的確性、具体性、妥当性
- ・ 実現可能性、実現に向けた道筋 等
- ・ 調査対象企業の抽出手法の有効性（本県への立地可能性が高い企業を抽出するための効果的な手法であるか）
- ・ 調査の実用性（新規企業訪問につなげられるか）

(3) 経費の見積内容

- ・ 経費、積算の妥当性 等

(4) その他

- ・ 企業誘致活動への協力体制、独自の創意工夫 等

5. 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

6. その他

本企画提案競技への参加に要する経費については提案者が負担する。